

議決した条例関係議案

十二月定例会では市長から、条例制定議案二件、条例の一部改正議案五件及び市道路線の廃止・認定議案他十件などが提出されました。主な審議の結果及び議案の内容は次のとおりです。（補正予算関係議案及び人事案件は別掲）

総員の賛成により可決した議案

《新たに制定した条例》

◎鎌倉市男女共同参画推進条例
市では平成五年に「かまくら女性プラン」を策定、十三年には「かまくら21男女共同参画プラン」を新たに定め、男女共同参画の推進に努めてきました。十七年三月には鎌倉市男女共同参画市民ネットワーク「アンサンブル21」から提言が提出されるなど、市としての一層の努力を求められたことから、男女共同参画社会の実現に取り組む姿勢を明らかにするため、本条例を制定するものです。

◎鎌倉市手数料条例
宅地造成等規制法の一部改正に伴い、新たに変更許可の規定が設けられたことから、宅地造成工事の変更許可申請に係る手数料の規定を追加するものです。

◎鎌倉市まちづくり条例
現在の本条例が、その施行後十年を経過していることから、開発事業に係る制度の見直しを急務とされる中で、計画的なまちづくりを誘導する観点から、総体的な見直しに先立ち、一定規模以上の開発事業にかかる手続きについて所要の改正を行うものです。

◎鎌倉市住宅地下室の容積率緩和の制限に関する条例
建築基準法の一部改正により、住宅地下室の容積率緩和制度を使用する上で、基準となる地盤面を地域の状況に応じて条例により、別に定めることができるようになったことに伴い、本市においても、住宅地下部分の容積率が緩和される面積を極力抑制し、建物全体のボリュームを抑制することで、周辺地域の住環境に与える影響を抑えようと

十二月定例会では市長から、条例制定議案二件、条例の一部改正議案五件及び市道路線の廃止・認定議案他十件などが提出されました。主な審議の結果及び議案の内容は次のとおりです。（補正予算関係議案及び人事案件は別掲）

するものです。

《条例の一部改正》

◎鎌倉市職員の給与に関する条例

国が給与構造改革の一環として行った国家公務員の年齢による一律の昇給停止措置の廃止及び勤務実績による昇給制度の導入趣旨から、五十五歳以上の職員の昇給幅を他の職員の二分の一とする昇給抑制措置に準じ、本市職員の給与制度の見直しを行うものです。

その主な内容は、職員の五十八歳昇給停止措置を廃止し、五十五歳以上の昇給幅を他の職員の四号給の半分の二号給とするものです。

◎鎌倉市市税条例
所得税から個人住民税への税源移譲を内容とする税制改正に伴い、個人市民税の所得割りの税率について、現行の三段階での税率を一律六％に変更するなど規定の整備を行うとするものです。

◎鎌倉市下水道条例
自治基本問題調査特別委員会は、昨年六月二十二日の本会議において設置され、十名の委員が選任されました。以降、十二月二十二日まで、七回にわたり委員会を開き、調査研究を行っています。

その主な内容は、まず、大規模土地取引行為届出については、五千平方メートル以上、ただし、市街化調整区域等を含む場合は二千平方メートル以上の土地に関する所有権その他土地に関する権利の移転又は設定を行う契約を行うおとす者は、大規模土地取引行為の六月前までに届出を行うとともに、市長は市が実施する施策と照らし、助言ができる旨などを規定。次に、大規模開発事業の手續きについて

は、届け出の対象範囲を大規模土地取引行為と同様に拡大するとともに、届け出の時期についても当該取引行為の契約が成立する日の四月前とする旨などを規定。また、中規模開発事業の手續きについては、これまで本条例の対象にならなかった事業区域が五百平方メートルから五千平方メートル、ただし、市街化調整区域を含む場合は二千平方メートル未満の開発事業及び三百平方メートルから五百平方メートル未満で一定規模以上の建築について、中規模開発事業を行うおとす事業者は、事前相談の前に土地利用の方針を届け出る旨などを規定するものです。

《その他》

◎神奈川県後期高齢者医療広域連合規約を定めることの協議について

現在の老人保健制度にかわり、平成二十年四月から、原則七十五歳以上を対象とする都道府県単位の後期高齢者医療制度が始まることに伴い、県内すべての市町村が参加する神奈川県後期高齢者医療広域連合を設けるため、地方自治法の規定に基づき、神奈川県後期高齢者医療広域連合規約を定めることについて、関係市町村と協議する必要があるため、地方自治法の規定により提案されたものです。

規約の主な内容は、広域連合の名称、構成する市町村、区域及び処理する事務と広域計画、事務所のある地、広域連合の議事と議員及び選挙方法、議員数及び任期、広域連合の運営の経費の負担割合などの規定を定めるものです。

下水道事業の適正な財源の確保を図り、事業を円滑に推進するため、下水道使用料を改定し、平均十九・九％引き上げるものとする。

《その他》

◎神奈川県後期高齢者医療広域連合規約を定めることの協議について

現在の老人保健制度にかわり、平成二十年四月から、原則七十五歳以上を対象とする都道府県単位の後期高齢者医療制度が始まることに伴い、県内すべての市町村が参加する神奈川県後期高齢者医療広域連合を設けるため、地方自治法の規定に基づき、神奈川県後期高齢者医療広域連合規約を定めることについて、関係市町村と協議する必要があるため、地方自治法の規定により提案されたものです。

規約の主な内容は、広域連合の名称、構成する市町村、区域及び処理する事務と広域計画、事務所のある地、広域連合の議事と議員及び選挙方法、議員数及び任期、広域連合の運営の経費の負担割合などの規定を定めるものです。

下水道事業の適正な財源の確保を図り、事業を円滑に推進するため、下水道使用料を改定し、平均十九・九％引き上げるものとする。

11月臨時会開催される — 特別委員会を設置 —

観光ナビゲーションシステム整備事業に伴う事実関係解明に関する調査特別委員会を設置するため、昨年十一月七日に十一月臨時会が開かれ、十名の委員が選任されました。

昨年九月四日及び五日に開催した観光厚生常任委員会協議会において、国の補助金を活用した観光ナビゲーションシステム整備事業の実施に当たり、本市議会の伊東正博議員が都内にあり、関係事業者を本市に紹介したこと、同議員が当該整備事業を市から受託した市内に本社のある事業者の相談役に就任していたことなどが明らかになり、同月十三日の観光厚生常任委員会で改めて協議した結果、本件の調査は必要なものの当該常任委員会での所掌範囲を超えるものであるとされました。

その後、本件は議会運営委員会に協議することとなり、十月十三日及び三十日の議会運営委員会において、それまでの質疑内容を速記録で確認するとともに伊東正博議員から、非常勤役員に就任していたことなど説明を受けましたが、事実関係を解明するためには、関係人からの事情聴取等が必要であることか、特別委員会を設置し、十分な調査を行うべきであるとの結論に至ったものです。

自治基本問題調査特別委員会

自治基本問題調査特別委員会は、昨年六月二十二日の本会議において設置され、十名の委員が選任されました。以降、十二月二十二日まで、七回にわたり委員会を開き、調査研究を行っています。

本問題として扱うべきものは何か、その範囲や目標などについて議論するとともに、全市議会議長会主催の研究フォーラム「地方議会と市民参加」への参加や先進市の事例研究などを通じ、問題点を整理し、基本的事項についてさらに議論していくこととします。

《その他》

◎神奈川県後期高齢者医療広域連合規約を定めることの協議について

現在の老人保健制度にかわり、平成二十年四月から、原則七十五歳以上を対象とする都道府県単位の後期高齢者医療制度が始まることに伴い、県内すべての市町村が参加する神奈川県後期高齢者医療広域連合を設けるため、地方自治法の規定に基づき、神奈川県後期高齢者医療広域連合規約を定めることについて、関係市町村と協議する必要があるため、地方自治法の規定により提案されたものです。

規約の主な内容は、広域連合の名称、構成する市町村、区域及び処理する事務と広域計画、事務所のある地、広域連合の議事と議員及び選挙方法、議員数及び任期、広域連合の運営の経費の負担割合などの規定を定めるものです。

下水道事業の適正な財源の確保を図り、事業を円滑に推進するため、下水道使用料を改定し、平均十九・九％引き上げるものとする。

《その他》

◎神奈川県後期高齢者医療広域連合規約を定めることの協議について

現在の老人保健制度にかわり、平成二十年四月から、原則七十五歳以上を対象とする都道府県単位の後期高齢者医療制度が始まることに伴い、県内すべての市町村が参加する神奈川県後期高齢者医療広域連合を設けるため、地方自治法の規定に基づき、神奈川県後期高齢者医療広域連合規約を定めることについて、関係市町村と協議する必要があるため、地方自治法の規定により提案されたものです。

規約の主な内容は、広域連合の名称、構成する市町村、区域及び処理する事務と広域計画、事務所のある地、広域連合の議事と議員及び選挙方法、議員数及び任期、広域連合の運営の経費の負担割合などの規定を定めるものです。

下水道事業の適正な財源の確保を図り、事業を円滑に推進するため、下水道使用料を改定し、平均十九・九％引き上げるものとする。

《その他》

◎神奈川県後期高齢者医療広域連合規約を定めることの協議について

現在の老人保健制度にかわり、平成二十年四月から、原則七十五歳以上を対象とする都道府県単位の後期高齢者医療制度が始まることに伴い、県内すべての市町村が参加する神奈川県後期高齢者医療広域連合を設けるため、地方自治法の規定に基づき、神奈川県後期高齢者医療広域連合規約を定めることについて、関係市町村と協議する必要があるため、地方自治法の規定により提案されたものです。

規約の主な内容は、広域連合の名称、構成する市町村、区域及び処理する事務と広域計画、事務所のある地、広域連合の議事と議員及び選挙方法、議員数及び任期、広域連合の運営の経費の負担割合などの規定を定めるものです。

下水道事業の適正な財源の確保を図り、事業を円滑に推進するため、下水道使用料を改定し、平均十九・九％引き上げるものとする。

観光ナビシステム整備事業 調査特別委員会委員

委員長	岡田 和則 (民主)
副委員長	石川 寿美 (ネット)
委員	早稲田 夕季 (民主)
〃	本田 達也 (自民)
〃	前川 綾子 (同志)
〃	三輪 裕美子 (ネット)
〃	小田嶋 敏浩 (共産)
〃	高野 洋一 (共産)
〃	野村 修平 (同志)
〃	藤田 紀子 (公明)



ナビゲーションシステムサンプル画面

《その他》

◎神奈川県後期高齢者医療広域連合規約を定めることの協議について

現在の老人保健制度にかわり、平成二十年四月から、原則七十五歳以上を対象とする都道府県単位の後期高齢者医療制度が始まることに伴い、県内すべての市町村が参加する神奈川県後期高齢者医療広域連合を設けるため、地方自治法の規定に基づき、神奈川県後期高齢者医療広域連合規約を定めることについて、関係市町村と協議する必要があるため、地方自治法の規定により提案されたものです。

規約の主な内容は、広域連合の名称、構成する市町村、区域及び処理する事務と広域計画、事務所のある地、広域連合の議事と議員及び選挙方法、議員数及び任期、広域連合の運営の経費の負担割合などの規定を定めるものです。

下水道事業の適正な財源の確保を図り、事業を円滑に推進するため、下水道使用料を改定し、平均十九・九％引き上げるものとする。

《その他》

◎神奈川県後期高齢者医療広域連合規約を定めることの協議について

現在の老人保健制度にかわり、平成二十年四月から、原則七十五歳以上を対象とする都道府県単位の後期高齢者医療制度が始まることに伴い、県内すべての市町村が参加する神奈川県後期高齢者医療広域連合を設けるため、地方自治法の規定に基づき、神奈川県後期高齢者医療広域連合規約を定めることについて、関係市町村と協議する必要があるため、地方自治法の規定により提案されたものです。

規約の主な内容は、広域連合の名称、構成する市町村、区域及び処理する事務と広域計画、事務所のある地、広域連合の議事と議員及び選挙方法、議員数及び任期、広域連合の運営の経費の負担割合などの規定を定めるものです。

下水道事業の適正な財源の確保を図り、事業を円滑に推進するため、下水道使用料を改定し、平均十九・九％引き上げるものとする。

編集後記

二〇〇七（平成十九）年亥年初の議会だよりはいかがでしたか。市議会のことをよくよく知っていただく身近な媒体として、分かりやすく親しまれる紙面にするには広報委員会の最大のテーマであり、大きな責任でもあります。

地方分権、地方自治が推進されている今日、政治の中心であるべき議会から、複数の手法により、それぞれが得意とする形で積極的な情報発信が行われる時代が間近に迫っています。

その重要な媒体である議会

補正予算

議案審議の結果、一般会計補正予算及び老人保健医療事業特別会計補正予算を多数で、国民健康保険事業特別会計補正予算を総員の賛成で可決しました。

【各会計の補正後の総額】

- ◇一般会計 五百四十六億七千三百万円
- ◇国民健康保険事業特別会計 百六十六億七千九百九十九万円
- ◇老人保健医療事業特別会計 百六十一億二千三百万円

【不採択とした陳情】

◇鎌倉市立小学校での少人数学級の実現についての陳情